

清酒製造業信用保証基金

基金創設の経緯

昭和44年の自主流通米制度の実施により、酒造用原料米の割当制度が廃止されたことに伴う清酒製造業者の経済的諸条件の著しい変化に対応するため、昭和45年に清酒製造業等の安定に関する特別措置法が制定され、日本酒造組合中央会に「信用保証基金」を設け、国からの補助金及び業界からの出せん金（合計14億円）により、酒造資金の融通を図るための信用保証事業及び清酒製造業を廃止する者を対象とした転廃給付金事業（※現在は実施していない）を行うことができるよう措置された。

業界の現状

需要と供給

	平成22年	令和2年
免許場数	1,736場	1,550場
課税移出数量	603千KL	414千KL

昭和48年をピーク(1,766千KL)に需要はほぼ毎年減少している。需要低迷等を背景に製造者も減少している。

中小企業割合

	平成22年	令和2年
中小企業数	1,559者	1,121者
中小企業割合	99.7%	96.3%

清酒製造業者のほとんどが中小企業者である。

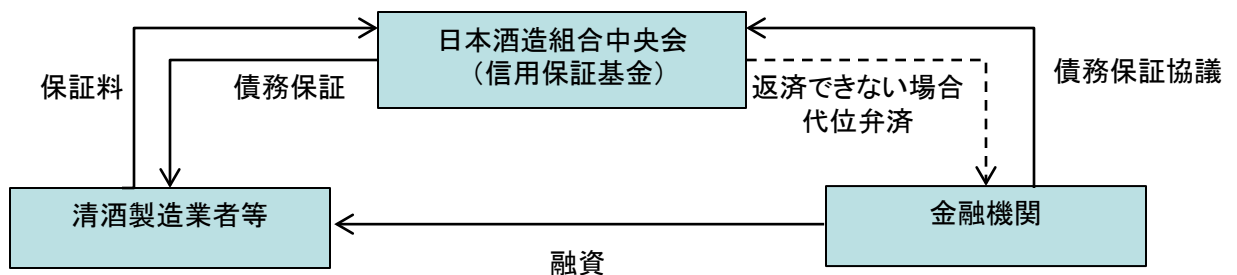
経営状況

	平成22年	令和2年
一企業平均総売上高	306百万円	293百万円
欠損企業数 (全体に占める割合)	765者 (48.9%)	610者 (52.4%)

清酒製造業者は大幅に減少(平成22年度:1,564者→令和2年度1,164者)、一企業当たりの平均総売上高は減少、欠損企業数割合は増加。

事業内容

日本酒造組合中央会が、清酒製造業者等に対して清酒の製造に係る資金を銀行等から借り入れる際の債務保証を行っている。



経営基盤の安定・酒税の確保に資する